

改正行政不服審査法施行に伴う関係条例の改正について

1 柏市情報公開条例改正（案）概要

- (1) 審査請求をすべき行政庁の規定を加えること。
- (2) 審理員による審理手続の適用除外規定を加えること。
- (3) 用語の整理（「不服申立て」→「審査請求」）

2 柏市個人情報保護条例改正（案）概要

- (1) 審査請求をすべき行政庁の規定を加えること。
- (2) 審理員による審理手続の適用除外規定を加えること。
- (3) 用語の整理（「不服申立て」→「審査請求」）

3 柏市情報公開・個人情報保護審議会条例改正（案）概要

- (1) 附属機関の名称（合わせて条例の名称）を改めること。

＜案＞ 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会
柏市情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会
柏市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会
柏市情報公開等審議会
柏市情報公開等審査会

- (2) 審議会の性格が、柏市情報公開条例及び柏市個人情報保護条例に基づく諮問機関であるとともに、行政不服審査法に基づく諮問機関でもある旨の規定を加えること。
- (3) 行政不服審査法に基づく諮問に係る調査審議を行うため、指名する委員3人をもって構成する合議体を置くことができることとすること。また、合議体は、全員（3人）出席しなければ開くことができないこととすること。
- (4) 柏市情報公開条例及び柏市個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る審議会の審理手続について、改正行政不服審査法の審理手続に沿ったものとなるよう、規定の整備を図ること。
- (7) 口頭意見陳述に際し、申出人から特に求めがあったときは、全ての審査関係人を招集してさせることができることとし、

この場合において申出人は審議会の承認を得て、処分庁等に対して質問を発することができることとする。

- (イ) 審議会に提出された書類等について、現行では閲覧又は複写の求めのみであったが、写しの交付も求めることができることとする。

なお、写しの交付を受ける際は、手数料を納付しなければならないこととする。